

共同会議における事業者ヒアリングの概要について

1. 実施期間
第37回共同会議（11月4日）～第39回共同会議（12月11日）
2. ヒアリング出席事業者
6業種（12事業者・団体）
3. ヒアリング事項
第35回共同会議で整理された、検討項目2～3に係る意見交換
4. ヒアリング概要
事業者等の主な意見を以下に示す。

(1) 原料原産地表示を巡る状況について

検討項目 2 (大括り表示 (国産/外国産表示等) について)

- 消費者の国産に対する信頼感にゆえつつ、紛らわしさを与えないという観点から大括り表示 (国産/外国産 (輸入品)) を導入すべきではないか。
- 大括り表示は、消費者にとって知りたい情報 (特定の国の原材料の使用の有無) を提供することにはならないのではないか。また、「国産」を表示することにより、「優良誤認」の可能性を否定できないのではないか。
- 実情としては、複数の外国産と国産を併用している場合が多く、「外国産・国産併用」などと表示する方法が容認されない限り対応は不可能。
- 原料実態の情報を正確に表現することは難しく、「又は表示」など柔軟な対応が必要ではないか。
- 複数の原産地を包材に記載することは、原材料の需給状況に応じた臨機応変な対応が妨げられ、安定した商品品質・価格の維持が更に難しくなることが懸念される。ホームページやお客様相談窓口を通じた情報提供を組み合わせる必要。

検討項目 3（中間加工品の表示）について

- 中間加工品は規格や等級が重要であり、産地は重要ではない。原料農産物は世界各地で栽培されており、需給状況によって品質が適合すれば切り替えが行われる。
- 中間加工品（砂糖、塩、油脂、小麦粉等）は加工食品の主力原料であることが多いため、もし、正確な表示が義務付けられた場合、産地が切り替わると次から次へと表示を変更する必要がある。
- 全て記載してそれが理解されるならばあり得るのではないか。
- 中間加工品の購入に当たっては規格書を提出してもらい審査しているため、中間加工地表示は不可能ではないが、定義が明確でないと表示は難しい。
- 中間加工品を使ってどこで加工したかの情報が重要ではないか。

(2) お客様相談窓口寄せられた声について

- 食品への不信が問い合わせの増加という形で現れているが、一過性の場合が多い。
- 問い合わせ内容としては、当該製品又は製品の原料成分の安全性に係る内容と商品仕様設計（原料の使用の有無）に係るものに大別されるが、何れも、どこで作られたのか「製造者・中国？」に係る質問。
- 消費者のどこで商品を製造しているのかという問い合わせに対しては、工場名等固有名詞や住所を書くなどして対応している。
- 原料原産地に係る問い合わせとしては、「比較的加工度が低いもの」、「原料が明確なもの」が多い（ゴマ、瓶詰め（ジャム、栗）、オリーブオイル等）。

(3) その他

- 原料原産地情報≠安全性情報。
- 東京都がQ & Aで示した内容（ロット毎の産地情報提供）ではホームページへの記載も難しく、お客様相談窓口を通じた情報提供を基本とせざるを得ない。

- 産地を含め、可能な限りトレースができる原料を調達しているが、原料の産地を切り替えざるを得ない加工食品については、産地の切り替えを容器包装に事前に表示することは困難。
- 原料、製品に関する積極的な情報提供を行うことにより、消費者とのコミュニケーションが図れ、結果として信頼感、安心感が醸成される。
- 「製品の安全」は製造者自身が確認し「責任と自信」を持って消費者に提供しており、原産国情報を知りたい消費者へはホームページやお客様相談窓口を通じて回答している。
- 原産地については、表示のみならず、ホームページ、二次元バーコード、お客様相談窓口等により情報を公開（提供）。原料、製品に関する積極的な情報提供により、消費者とのコミュニケーションが図れ、結果として信頼感、安心感が醸成される。
- 原料原産地表示が産地表示なのか、それとも差別化の表示なのかが問われているのではないか。もし、後者の場合、義務化とは別の次元で考えるべき。
- 原材料は安全なものという前提のもとで特定の産地を強調するという「特色のある原材料」として原料原産地を表示することが消費者、事業者ともにメリットがあるのではないか。
- 原料原産地表示については、他の義務表示事項とは異なり、表示可能な加工食品を対象とすることとしないと表示は難しいのではないか。